

令和5年4月25日
山梨県 総務部 財政課
課長 行村 真生
電話 055-223-1381(内線 2150)

報道関係者各位

一般会計補正予算の専決処分について

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金及び県上乗せ給付金の支給を緊急的に行う必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、本日、一般会計補正予算の専決処分を行いました。

(単位：千円、%)

| 区 分 | 当初予算額 | 補正予算額 | 4月現計 予算額 (A) | 令和4年度 当初予算額(※) (B) | (A)/(B) |
|------|-------------|---------|--------------------|--------------------------|---------|
| 一般会計 | 498,840,747 | 907,353 | 499,748,100 | 555,092,409 | 90.0 |

(財源：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等)

※令和4年2月定例県議会で議決した令和4年度一般会計補正予算額を含む。

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金及び 県上乗せ給付金の支給（4/25専決）

- 1 子育て世帯生活支援特別給付金（0.6億円） ※国事業
 - ・支給対象者 ①児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
②上記以外の住民税均等割非課税の子育て世帯
（その他低所得の子育て世帯）
 - ・支給額 子ども一人当たり5万円
 - ・実施主体 ①低所得のひとり親世帯 県（町村部のみ支給）、市
②その他低所得の子育て世帯 市町村

- 2 やまなし子育て世帯生活支援特別給付金（8.5億円） ※県上乗せ
 - ・支給対象者 国が実施する特別給付金の対象者
 - ・支給額 子ども一人当たり5万円
 - ・支給方法 国特別給付金と併せて支給

事業に関する問い合わせ先
子ども福祉課 課長 篠原 孝男
055-223-1457（内線 3430）

やまなし子育て世帯生活支援特別給付金（県上乗せ給付金）

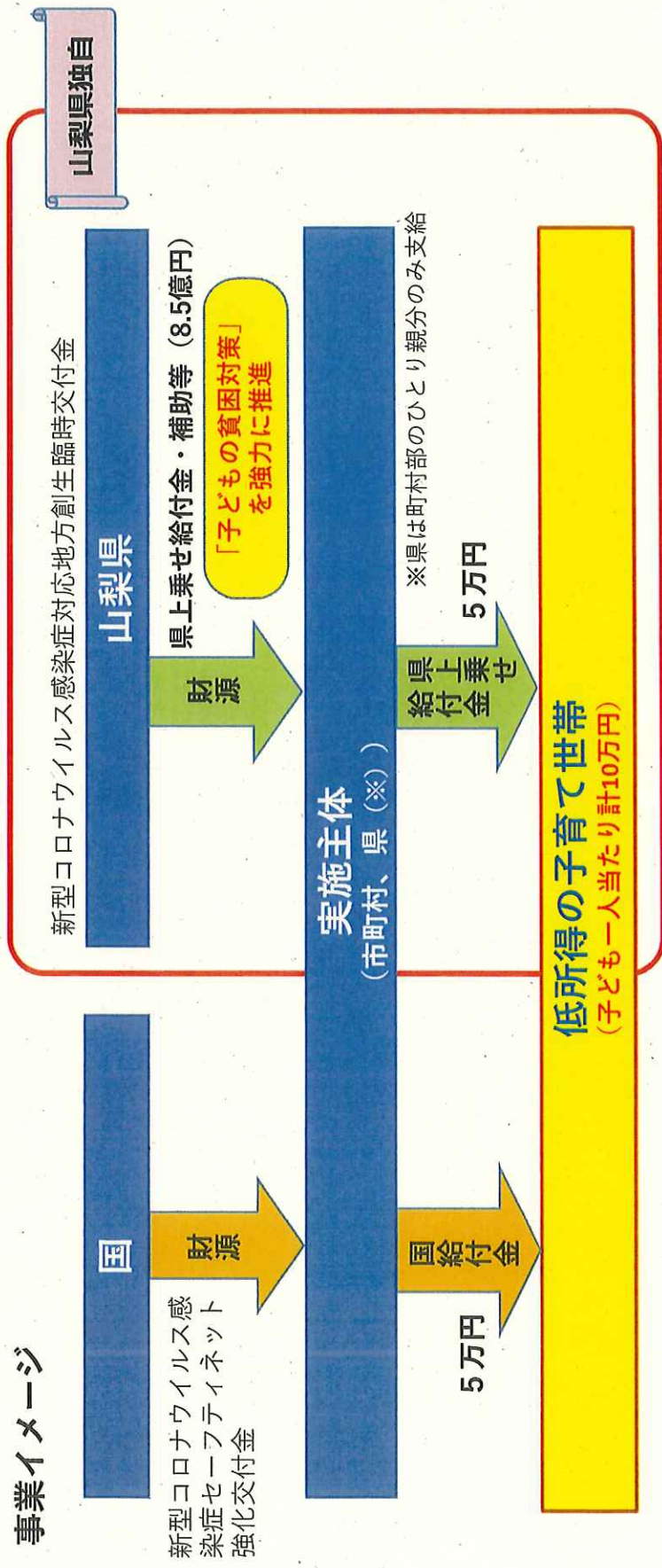
1 趣旨

物価高の影響を強く受ける低所得の子育て世帯に対し、**本県では「子どもの貧困対策」を強力に推進するため、国給付金にさらに県独自で同額を上乗せし、子どもとその家族の安定した生活を支援する。**（子ども一人当たり計10万円）

2 支給対象、支給額

- ・対象 国が実施する給付金（※）の対象者 ※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 - ①児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
 - ②上記以外の住民税均等割非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
- ・支給額 子ども一人当たり5万円（参考）国給付金 子ども一人当たり5万円

3 事業イメージ



4 スケジュール

可能な限り5月末までに支給